

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和3年8月24日(火) 午後2時00分から午後3時00分まで
3 開催場所	津市美里庁舎2階 会議室1
4 出席した者の氏名	(津市森林整備協議会委員) 前川 有、山崎昌彦、落合賢治、裏川幹雄、駒田勝巳、稲垣法重、青木健治、水野浩、伊藤駿司、西宮元明 (事務局) 農林水産部長 小畑種稔 農林水産部次長 松井昭道 林業振興室長 藤田昌也 林業振興室林業振興担当主幹 下里学 林業振興室林業振興担当副主幹 松永邦彦 林業振興室主事 清水宏幸
5 内容	1 説明事項 津市森林整備協議会委員の改選について 2 報告事項 (1) 令和3年度事業概要について (2) 森林経営管理制度について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局（藤田室長）

それでは、定刻の時間の14時になりましたので、只今から令和3年度第1回津市森林整備協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、何かと御多用のところ、本協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

協議会に先立ちまして、農林水産部長の小畑より御挨拶をさせていただきます。

事務局（小畑部長）

皆さん、改めましてこんにちは。

本日は公私御多用のところ、今年度第1回目の津市森林整備協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の林業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、林業を取り巻く情勢ですが、今年に入りアメリカや中国での木材需要拡大や運搬用コンテナの不足による物流の停滞で外材の輸入量が激減したことから、全国各地で国産材が高騰しており、第3次ウッドショックと呼ばれております。この影響は津市内でも出てきております。

このような中、令和元年度から始まった森林経営管理制度は3年目を迎え、おかげ様で、順調に事業に取り組んでいるところでございます。引き続き、森林環境譲与税を効率良く活用いたしまして、積極的に森林整備の事業に取り組んでまいります。

本日の協議事項についてですが、説明事項といたしましては、津市森林整備協議会委員の改選について、また、報告事項といたしまして、令和3年度事業の概要及び森林経営管理制度についてでございます。

現在、三重県まん延防止重点措置の発出中ではございますけれども、会場の換気等、感染防止対策を取っていますので、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

この後、担当の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局（藤田室長）

ありがとうございました。

初めに、協議会の委員について御報告があります。

令和3年4月に三重県の人事異動により、津農林水産事務所 森林・林業室 林業振興課に水野副参事が着任されたことから、前任の秦広志委員に代わり水野浩委員に委嘱させていただきました。

また、事務局の方も4月の人事異動により、室長が藤田、担当に下里と松永が新たに着任しました。よろしく願いします。

それでは審議に入る前に、本日の出席者数を御報告いたします。本日の出席者数は、総員数12名中、10名でございます。半数以上の御出席いただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予め御了承願います。

それでは、協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、議長を前川会長にお願いしたいと思い

ます。会長よろしくお願いたします。

前川会長

出席の皆様にはコロナ禍の中、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

森林林業の関係では先ほど農林水産部長さんもおっしゃっていましたが、コロナ禍の始まった時には予想だにもしていなかった、外国の木材需要の復活による木材不足とか、価格の高騰があり、ウッドショックと言われる現象が起きていることは委員の皆様は御承知のとおりでございます。特に、集成材用の一般材の価格の上昇が中心でありまして、三重県の林業の特色である優良材への影響は少ないかもしれませんが、森林林業や木材産業にとって、久々に明るい話題ではないかと認識していただき、SDGs等による木材利用の機運を失速させないようにすることが課題であると考えております。

また、森林環境譲与税では森林経営管理制度による森林整備については、県内では3か年を迎えて650ヘクタールの森林整備がされたところで、まだまだ本格的な森林整備には至っていないわけですが、それぞれの地域の実情に応じた取組がされております。

そのような中、津市におかれましてはトップランナーとして取り組んでおりまして、当協議会におきましても微力ながらお役に立ちたいと考えているところでございます。

それでは事項書に沿いまして審議を始めたいと思います。2番の説明事項、津市森林整備協議会委員の改選について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（下里）

林業振興室の下里と申します。よろしくお願いたします。

津市森林整備協議会委員の改選について説明させていただきます。資料1の1を御覧ください。

資料1の1に、津市森林整備協議会条例の第4条、委員の任期は2年とすることから、今年の10月21日が任期の満了日になります。それに伴い公募枠の3名の方につきましては、次の任期に向けて、もう一度公募をさせていただきます。

公募に関しましては資料1の3にあります。応募期間は9月1日から9月10日までです。これにつきましてもホームページ等で周知させていただきます。

公募の募集内容を読み上げます。

津市では林業振興に係る事業の推進や森林整備計画に関することについて、協議するための津市森林整備協議会を設置しています。

令和3年10月21日に協議会委員の任期が満了となることから、広く市民の皆さんから御意見をいただくため、当協議会に参加いただける人を募集します。

応募条件としまして、市内に在住又は在勤、在学している令和3年4月1日現在20歳以上の人、林業に関心が高い人で、津市議会議員、津市の常勤職員又は津市の他の審議会等の委員でない人です。募集人員としましては3名程度で、任期は委嘱の日から2年間としています。

活動の内容につきましては、市長の諮問に応じて林業振興事業や森林整備計画の策定に関する事項等を協議させていただきます。本協議会は、年間3回程度、平日に会議を開催させていただくことになります。

応募方法につきましては、津市森林整備協議会委員応募申込書に必要事項を記入し、400字程度の作文、「津市の林業について思うこと」を添えて、直接又は郵送、ファックス、Eメールで林業振興

室又は最寄りの総合支所地域振興課へ提出することになります。所定の紙はホームページでダウンロードできるようにしています。

応募期間は9月1日から9月10日まで、報酬に関しましては、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づくものとなっています。

選考は書類審査により決定し、選考結果につきましては、後日、応募者全員に通知いたします。

以上で、津市森林整備協議会委員の改選についての説明とさせていただきます。

前川会長

ありがとうございました。

事務局から御説明がありました、津市森林整備協議会委員の改選について、委員の皆様の御意見御質問ございますでしょうか。

伊藤委員

私は任期2年ということで、任用が終了するわけですがけれども、応募をすれば再任されることもあり得ますか。

事務局（下里）

はい。

伊藤委員

分かりました。ありがとうございます。

前川会長

他に何かありますか。

無いようでございますので、引き続き3の報告事項、令和3年度事業概要について及び森林経営管理制度について事務局の説明をお願いします。

事務局（下里）

令和3年度事業概要について説明させていただきます。

資料の2を御覧いただきたいと思います。

林業費につきましては309,771千円で、前年度比で5,820千円の増額となります。

1の林業総務一般事務事業は2,796千円で、前年度より105千円の減額となります。本事業の概要は、林業振興事務に係る消耗品や公用車の燃料等の需用費、森林整備協議会等費用となります。

2の林業振興一般事務事業は1,395千円で前年度より1,214千円の減額となります。本事業の概要は、津市美杉林業者宿泊施設の修繕料となります。

3の森づくり整備事業は48,105千円で前年度より9,560千円の減額となります。主に森林整備に関わる事業で、森林環境創造事業の委託料、森林病虫害の防除業務委託料、広葉樹植栽奨励補助金、間伐事業等の補助の強い森林づくり促進事業、森林経営計画の促進に関わる事業の森林整備地域活動支援交付金事業となります。

4の市有林維持管理業務は4, 114千円で、前年度比の増減はありません。概要につきましては、市が保有する市有林の維持管理費となります。

5の林道整備事業につきましては27, 000千円で15, 625千円の増額となります。概要につきましては、美里町平木地内の林道中畑線開設工事と、美里町、安濃町、芸濃町に関わる県営林道経ヶ峰線開設工事の負担金となります。

6の林道等維持管理事業は27, 491千円で前年度より3, 039千円の減額となります。概要といたしまして、市内の林道170路線の現況調査業務、林道の修繕及び補修用原材料、草刈りなどの委託費用となります。

7のみえ森と緑の県民税市町交付金事業は86, 855千円で前年度より205千円の増額となります。概要としまして、夏休み森と緑の親子塾、まるごと林業体験の開催や、林地残材を森林から搬出する林地残材搬出促進事業、県事業として実施されている災害を起こす危険性が高い溪流沿いの間伐と連携して、その周辺で危険と考えられる森林の整備を行う流域防災機能強化対策事業、植栽された森林の防護柵に対する支援を実施する森林再生力強化対策事業です。

8の森林環境譲与税事業は112, 015千円で前年度より3, 908千円の増額となっており、各森林の意向調査、現況調査、境界明確化及び森林整備となっております。

以上が令和3年度の事業の概要となります。

事務局（松永）

続きまして森林経営管理制度について説明させていただきます。

林業振興室の松永と申します。よろしくお願いたします。

資料3を御覧いただきたいと思っております。令和2年度の森林経営管理事業についての資料ですが、参考として令和元年度の事業の実績も御報告いたします。

1経営管理意向調査の結果につきましては、芸濃地域及び美杉地域の森林は合計20, 253ヘクタールありますが、令和元年度に芸濃地域の森林3, 793ヘクタールについて実施し、令和2年度に美杉地域の森林16, 460ヘクタールについて実施しました。

意向調査票の発送数ですが、芸濃地域は2, 431名、11, 562筆、美杉地域は4, 884名33, 120筆、合計で7, 315名、44, 682筆発送しております。

そのうち「回答あり」が、芸濃地域1, 089名、6, 678筆、美杉地域2, 691名、21, 866筆、合計3, 780名、28, 544筆です。送付した52パーセントが回答いただいている結果となりました。

回答の内訳は、「委託希望」が芸濃地域686名、3, 684筆、美杉地域1, 955名、14, 935筆、合計2, 641名、18, 619筆です。「自己管理」という回答が芸濃地域267名、1, 807筆、美杉地域853名、6, 485筆、合計1, 120名、8, 292筆です。また、「検討中」という回答が、芸濃地域219名、1, 187筆、84名、446筆、合計303名、1, 633筆となっております。

また、宛先不明の所有者は、芸濃地域が574名、美杉地域が671名、合計1, 245名で17パーセントとなっております。

通知をしましたが、回答が無かったのが芸濃地域768名、美杉地域1, 522名、合計2, 290名で31パーセントとなっております。

2の森林現況調査、境界明確化の実施状況ですが、令和元年度は芸濃町河内地内で39名、81.83ヘクタール実施し、令和2年度につきましても芸濃町河内地内で52名、100.51ヘクタールについて実施し、合計82名、182.34ヘクタール実施しました。なお、令和元年度と令和2年度の事業で重複した方が9名みえます。

3の経営管理権集積計画の作成状況ですが、令和2年度に33名、74.50ヘクタールを芸濃町河内地内で作成しました。こちらは令和元年度に境界明確化を実施した箇所です。

4森林整備（間伐）の実施状況ですが、令和元年度は芸濃町河内地内の市有林21.96ヘクタール、令和2年度は美杉町太郎生地内の市有林17.02ヘクタールについて実施しました。また、経営管理権集積計画を作成した森林の内、令和2年度に35.58ヘクタールの間伐を実施しました。森林整備を実施した面積は合計74.56ヘクタールとなっております。

続きまして、令和3年度の森林経営管理事業について説明させていただきます。

今年度は、1経営管理意向調査（一志地域、白山地域の一部）を5,130ヘクタールの森林を対象に実施しております。面積の内訳は、一志地域2,242ヘクタール、白山地域の一部2,888ヘクタールです。森林所有者の人数は一志地域2,246名、白山地域の一部2,874名、合計5,120名です。筆数は一志地域が10,523筆、白山地域の一部が10,196筆、合計20,719筆です。発送時期につきましては、一志地域は7月に発送し、白山地域も8月に発送を行っております。

なお、面積は地域森林計画に基づく森林簿の面積から想定しております。白山地域の一部は、南家城、北家城、藤、二俣、真見、城立、小杉、大原、福田山、川口で白山町の南部地域となっております。その他の地域は令和4年度実施予定であり、白山町北部の大三、倭、八ツ山地域を行う予定で、面積は約4,300ヘクタールで、人数は約5,400人、筆数は約1,600筆を予定しております。

意向調査に関連しまして、説明会及び相談会を計12回開催予定で、7月末から12月上旬まで行います。場所は一志農村環境改善センター、波瀬公民館、津リージョンプラザ、白山公民館、元取公民館を予定しております。意向調査票は制度説明、Q&A、説明会及び相談会日程を同封して発送しております。

なお、7月31日土曜日に一志農村環境改善センターで説明会及び相談会を開催し、説明会には56名の参加があり、相談会には20名参加いただきました。8月21日土曜日には波瀬公民館で相談会に19名が参加されました。また、昨日8月23日月曜日には一志農村環境改善センターで相談会を行い12名が参加されています。

続きまして、宛先不明者探索、再発送についてです。令和3年1月現在、芸濃地域の宛先不明者が574名でしたので探索を開始しております。固定資産税通知情報を林地台帳へ反映し判明した方が333名、その内、283名については意向調査票を発送しました。残りの50名に関しては発送の準備中です。また、住民票、戸籍の請求で調査を行っております。241名が対象で判明が100名です。こちらも意向調査票発送へ向けて準備しております。また、美杉地域の宛先不明者が671名ですので、こちらも令和3年6月から探索を行っております。宛先不明者の探索をしてできるだけ多くの人に意向調査票を発送し、回答をいただきたいと考えております。以上になります。

事務局から報告がありました、3の事項ですけれども、質問の方を2つに分けたいと思います。
まず、令和3年度事業概要について、質問のある方お願いいたします。

青木委員

この森づくり整備事業の中に、広葉樹植栽奨励補助金というのがありますけれども、申請書の提出時期はいつからいつまでという制約はありますか。

事務局（藤田室長）

特に時期は無いです。空きの問題もありますので、事前に広葉樹植栽したいと一報いただきたいです。ヘクタール単位の大規模な広葉樹植栽では無く、アール単位で本当に小さい規模の事業です。植栽する樹種に対する助成になります。一旦、林業振興室まで問い合わせただいて、まだ空きがありましたら、要綱に基づいて申請等いただく形になります。

青木委員

また、電話して確かめます。

前川会長

他に質問ございますか。

伊藤委員

私からも2点ございます。

森林整備地域活動支援交付金は森林経営計画の促進や境界の明確化を実施する事業ですが、森林経営計画は森林所有者自らが5か年計画を作るわけですけれども、こういったところを支援していますか。

事務局（藤田室長）

これは主に森林経営計画を作るために境界明確や調査を行う事業です。個人の方が自分の山に関する計画を作る支援では無く、集約して計画を作るために所有者と境界を明確にして、さらに、森林経営計画を作成する部分に対する支援になります。

伊藤委員

これは何人かの人に呼び掛けて一体的な経営計画を作るためのものですか。

事務局（藤田室長）

はい。そのための交付金です。

なので、企業が自分の山だけを実施する場合や、個人の山持ちさんが自分の山だけ行っても対象になりません。要件にもよりますが、基本的には多くの人たちを集約して、新たに計画を作成するために場所を確認したりする取組に対して交付する事業になります。

伊藤委員

事務はどこがしますか。

事務局（藤田室長）

国の補助事業ですが、津市から県に補助申請を行っており、申請者の窓口は津市なので、津市が審査して県へ報告をします。

伊藤委員

分かりました。

もう1点は、森林環境譲与税の一番下のところ、森林経営管理事業は説明がありましたけれども、一番下の小規模の事業とはどんな事業ですか。

事務局（藤田室長）

昨年度の協議会でも少し説明したと思いますが、個人の方で、通常の国の補助事業では5ヘクタール以上の集約が必要になりますが、この事業は国の補助事業に当たらない、意欲はあるけど補助金が入らなくて間伐できない方向けの小規模な森林整備が対象で、森林環境譲与税を財源としています。

当然、前段で林野庁にも相談した上で、そういった部分をフォローする形で今年度から設置した補助制度となります。

既に申し込みや問い合わせも来ていますので、そういった意味では幅広くできる事業です。

伊藤委員

経営管理事業とは全く別のものですね。経営管理権を設定するものとは。

事務局（藤田室長）

そうです、全く違う事業です。

森林環境譲与税を活用した新規の事業になります。

伊藤委員

分かりました。

前川会長

他にございますか。

裏川委員

事業概要の5点目ですけれども、林道整備事業が15,000千円くらい増となっていますが、平成21年度からの継続事業ということで、中畑線開設工事はいつごろ完了しますか。それから、県営林道は県の負担金になっていますが、これもずっと県へ負担していかないといけない事業なのか、その辺を聞かせてください。

事務局（下里）

県営林道経ヶ峰線ですけれども、こちらは市が17.5パーセント負担金として負担しています。県が市に代わって工事をします。

事務局（藤田室長）

中畑線は今の段階で令和9年までになっていますが、進捗が少し遅れていますので、実際には見直して延長していく可能性が高いと思います。現時点での計画期間は令和9年度までとなっています。

経ヶ峰線は計画期間が令和5年までとなっています。こちら、予算の関係がありますので、それによってまた期間延長という形になります。

裏川委員

令和5年が完成目標であるということですね。伸びる可能性もあるということですか。

事務局（藤田室長）

はい。

前川会長

他にございますか。

西宮委員

先程、伊藤委員がおっしゃっていた小規模森林整備の件ですけれども、具体的にどんな案件が対象になりますか。例えば、人件費とかガソリン代とか、どんな部分が対象ですか。

事務局（藤田室長）

三重県が定める標準単価というものがあまして、間伐であれば1ヘクタール当たりいくらかというのですが、その標準単価に対して津市で決めた補助率100分の70、あるいは100分の50というので決めています。

国の方の補助事業ではそこに諸経費率を掛けますが、こちらの事業は諸経費率を掛けずにあくまでも標準単価に対して何割かというものになっています。

西宮委員

非常に分かりやすいですね。

事務局（藤田室長）

そうですね、要は諸経費率というのは前年の実績で確認して最大で何パーセントまでと決めますけれども、あくまでも個人の方でも申請できるような形を取っていますし、諸経費がどれだけかかっているのかというのを全く加味せずに標準単価に対していくらか、という計算方法です。

前川会長

他にございますか。

無いようでしたら私から一つ、6の林道等維持管理事業の中ですね、現況調査170路線とありますが、具体的には何をされますか。

事務局（下里）

津市内に林道170路線ありますが、現況調査を業務委託で森林組合にさせていただいて、道路が壊れているとか、橋がどうなっているのかとか、毎年報告いただいています。台風の時にも行っていただいて現況調査をしていただいています。

前川会長

分かりました。

他に何かございますでしょうか。

無いようですので、（2）森林経営管理制度について、御質問ございますでしょうか。

落合委員

色々、2年間で取り組んでいただいて、芸濃町や美杉町、それから白山とかこれから進んでいくと思いますけれども、この資料を見させていただきますと、芸濃町については、発送したのが2,431名で回答があったのが1,089名、委託希望が686名、現況調査や境界明確化は82名、経営管理権は33名ということで、人数で言うと2,431名と比べると2パーセントの方の経営管理権をしたということ、面積で言うと3,793ヘクタールから74.5ヘクタールで、これも2パーセントくらいですけれども、芸濃町以外にもたくさん地域ありますが、今回、意向調査や色んなことをされて、結果的には2パーセントの面積となっています。

これは、また5年後や7年後や10年後に戻ってくるのか、この資料に基づいて再調査を進めるのか、その先をどのように考えられているのかなど、少しお聞きしたいのでお願いいたします。

事務局（松永）

昨年度、芸濃町を対象に33名の集積計画をさせていただきましたが、今年度も、境界明確化をして境界が分かっている森林について、この秋に集積計画を結ぶ予定でございます。そして、今年度も芸濃町で、こちらには書いてありませんが、境界の明確化を新たに100ヘクタールする予定であります。

ですので、芸濃町がこの実績で終わりというわけではございません。

落合委員

少しずつだけど、毎年度やっていくということですか。

事務局（松永）

そうです。

意向調査を令和元年度に芸濃から始めて、美杉、白山、一志とやっておりますので、まず、津市全体の山をどのように管理していくのかという意向調査を、令和5年度末までに津市内の森林をお持ち

の皆さんを対象に着手させていただこうと考えておりますので、まずその調査を行ってから、現況調査、境界明確化を行い、集積計画を作って間伐を行っていく計画でございます。

落合委員

分かりました。

芸濃町の中でも地域が違うかもしれませんが、この委託を希望されている686名が満足できるような山に近づけるように、毎年実施していく計画ということよろしいでしょうか。

事務局（松永）

回答をいただいておりますので、基本的にはエリアごとでその辺を検討させていただいて進めていくという形で今後も考えています。

事務局（藤田室長）

委託を希望されていても、どうしても境界を明確にできない方というのはたくさん出てくると考えられますので、全て御期待に沿えるかという、そういったものではありませんが、我々としては少しでも御期待に沿えるような形で取り組んでいきたいと思っております。

前川会長

それと関連しまして、最後のページになりますが、宛先不明者について職員の方がよくやっておりますが、不明者が芸濃では574名、美杉では671名をフォローアップしていただいて、これは意見でも何でもありませんが、感心しているところでございます。

他に何かございますか。

西宮委員

森林経営管理制度のことについて、委託希望、自己管理、検討中とありますが、自己管理が1、120名もみえますが、その方々はどのように管理していくのでしょうか。

事務局（松永）

よく聞かせていただくのは、年齢のお若い60代の方たちは、間伐を自分で行っているということをよく聞きます。今は自己管理と回答いただいております。

西宮委員

そんなに大きな山をお持ちでは無いということですね、自己管理の方々は。

事務局（松永）

大きな森林をお持ちの方も、そこが林業家で自己管理しているということもあります。

伊藤委員

3番の経営管理権集積計画の中身についてですけれども、これは前回の協議会の資料では11月2

日に公告していますよね。ということは経営管理権が市に移行しています。それで移行された森林は管理権に基づいて4番の令和2年度に35.58ヘクタールについて間伐をしたということですが、公告してからすぐに事業をしたということは集積計画の内容が林業ベースで、経営ベースで成り立たないという森林である、という判断をして、すぐに切り捨て間伐ですよね。

私はこの集積計画については森林林業白書の知識しかありませんが、集積計画の内容が2種類ありますよね。1つは経営に適さない森林であるという判断で、市が自ら環境林を作っていくような間伐を数回行って、雑木が入ってくるのを促して、手入れのコストがかからないような公益的機能が高い、防災や水源機能が高い森林を作っていくやり方、それと、もう1つの経営が成り立つような山、たぶん私はあると思うんですよ。今の人は管理放棄しているかもしれませんが、その先代、あるいは先々代ですね、昭和30年代、40年代に植林をして、下刈りをしてきた山なんていっぱいあると思います。美杉とか特にあると思います。今は放置されていても、その現場を見たら、これは経済的に伐採したその収益をもって経営計画を立てて、補助金を少しでも有効に活用して道も付けて、管理期間が長いですから、その間に県が公表している事業体ですね、恐らく素材生産業者と森林組合だと思いますけれども、そこに再委託して経済ベースで林業経営ができる山、そういった山はありませんか。あるいは、今まで所有者の意向を聞いてきた中ではどんな感じですかね。それをちょっと聞きたいですね。

事務局（藤田室長）

令和2年度に実施した箇所については、林業経営が非常に難しい森林という認識で市町村森林経営管理事業により実施しました。実際に、経営管理権集積計画の作成の際に所有者のところに行きますと、お年寄りの方は過去には手入れをしてきたけれども、この20年くらいは手入れしていない方もいらっしゃいます。委託希望の山は比較的手入れしていない山が多く、現況調査を行うと、1ヘクタール当たり平均1,500本以上で、60年くらい山になるので、材を出すにしてもちょっと厳しい山だと判断します。

伊藤委員

密度の関係もありますからね。

事務局（藤田室長）

密度管理できていない山がたくさんあると思います。そして、令和2年度に実施した箇所に関しましては、上に鉄塔や送電線が走り、川向で道を付けられるような要素も無く、さらに急傾斜ということで、現実的には搬出間伐が不可能に近い箇所で実施しました。逆に74.5ヘクタールの中には全く材が出せる山が無いかというと、出せる可能性の山もあるので、そこについてはおっしゃるとおり経営管理実施権を設定する準備をしていますので、少しでもそういった箇所は実施していきたいと思っています。

伊藤委員

50年、60年育ってきた山ですから、切り捨て間伐がすごい勿体無く、資源を有効に活用していただきたい。

事務局（藤田室長）

切り捨て間伐は県の保安林整備事業の本数調整伐のような形で、山に放置するのではなく切った木を等高線状に並べて防災、減災の働きを持たせるような方法で、少しでも山が良くなる方法を取らせていただいています。

伊藤委員

今言われたように、木を伐採して、難しい話ですけれども、下刈りをしてというような経営をしていく山も無いことは無いということですか。

事務局（藤田室長）

そういう山はどちらかと言うと自己管理を希望している山になります。

伊藤委員

今の代になって、おじいさん、おばあさんがしてきたんだけど、不在村になって、育ててきた山というものもあると思いますけれども。

事務局（藤田室長）

そういう山はおっしゃるとおり実施権の設定で登録している意欲と能力のある林業事業体に提案書を求める形で実施していきたいと思います。それを行うことで、そういった部分には別の事業費を使う形で、譲与税を使わなくていい分、他の森林整備を進められますので、再委託できるところは少しでも再委託したいと思っております。

伊藤委員

やはり、意欲のある素材生産業者にしてみれば、集約されている、境界が分かっている、ということはずごくありがたい条件ですよね。実際、伐出している人にとったら。そういうのも目指してほしいなあという気持ちがあります。

前川会長

他にございませんでしょうか。

伊藤委員

どなたか発言されていましたが、経営管理の意向調査を芸濃から始まって美杉、今年は一志と白山の一部。意向調査をどんどん進めていってあとの経営管理集積計画とか、森林整備等の後のフォローはしっかりできていくのですか。意向調査ばかり前へ進めて、森林を積み残していくような気がしませんけれども。

事務局（藤田室長）

先程も松永が説明したとおり、意向調査をまず先行して、どれくらいの人たちが委託を希望してい

るのか、その辺を津市全体の状況を把握しておく必要があるということと、特定のところだけ意向調査をして現況調査、境界明確化を行っていくと、初年度に説明会を開催した際に、やはり少しでも早く自分たちのところを実施してほしいと要望されます。事業がいつになるのかは別の話ですけども、どんな状況なのかということ一度整理します。特定のところだけ進めるのはすごく説明しづらく、不公平感が感じられますので、まずは意向調査を全域で着手し。不明者の探索も併せて行い、少しでも森林所有者の意向だけは確認したいと考えております。

そうすると、意向調査票には連絡先や連絡可能な時間も書いていただいていますので、次の境界明確化や、あるいは何か事業をしていく時に問い合わせがしやすくなります。また、相続とか誰かに売ったという情報が更新された時に、森林経営管理集積計画ができていない状況である場合に、意向調査票のベースあれば、前の方がこういう意向を示していましたけれども、このままこの意向を継続していいのか、とかいうことも聞けるようになります。その後、境界明確化や森林整備へ段階を踏む流れになります。

ですので、意向調査票をいただいたり問い合わせをいただいたり、委託先の森林組合に説明会や相談会の時には、意向調査票を出したらすぐに現況調査や境界明確化ができるものではなく、あくまでも所有者さんの今のお気持ちをお聞かせください、という旨の説明をするようにお願いしています。

その後は、集約の問題も含めて情報をしっかりと整理した上で、次の調査まで長く待ってもらうところもあれば、芸濃から着手していることで芸濃の河内の山は待たずして次の年には整備に入っている山もあります。集約できないのにその山をするわけにはいかなかったりするので、どんどん集まってきた情報の中でどのように進めていくかは次のステップで、まずは、森林所有者がどのような意向を持たれているのか把握して次のステップに移行するために、意向調査を先行したということです。

伊藤委員

経営管理意向調査をした時点で、私の山がここにあるけど管理できないので市に管理をお願いしますという人や、現場が分からんという所有者もいる反面、きちっと考えていて少しでも収入を得たいという所有者がいるのか、それとも、経営については何も分からないままお任せしますというような人が多いですか。どんな方がたくさんみえますか。

事務局（藤田室長）

今言われました、木を切って売って経営していきたい方については今の制度上で行う事業ではないという説明になるので、その場合は自己管理という選択をしていただいて、林業事業体をお願いしていただきます。行政にお願いするものではないという説明をさせていただいております。

伊藤委員

それもあるかも分かりませんが、経営管理権を市が受けた後で、どういう管理をしていくのか、環境林にしていくのか、あるいは林業ベースで採算の合う山にしていくのか、というような意向はどのくらいあるのですか。

何も分からずにとにかくお願いします、というのが多いですか。

事務局（藤田室長）

意向調査の段階ですと、意向調査の後にどのように森林整備してというように、その後まで考えてみえる方というのはほとんどいないです。

そして、よくあるのは市に実施してもらった後、自分で林業経営したいとか、管理してもらって戻ってきたらお金にしても良いのか、という質問が無いわけではありません。森林経営管理法に基づく事業で実施していこうとするのは、林業経営のためではなくて、森林が持っている多面的機能をいかに、放置されていた山について発揮させるのかというところなんです。あくまでも、お金にする山づくりをするための事業ではありません、それがやりたいのであれば、近所や地元の事業者さんに相談してお願いして、あるいは、自分自身で林業経営してください、というお願いをさせていただいています。実際に手入れして、期間が過ぎて本人さんに経営管理権が戻った時にその後をどう考えるかは、元々所有権は所有者さんにあるので、経営管理権も無くなった時点で所有者さんの考え方になります。そもそも、そういう目的で市が経営管理しますので、そこの辺を御理解と御協力をお願いしているところなんです。

意向調査でも問い合わせがありますが、こういう説明をすると、じゃあ自己管理をします、というふうな方もみえますので、そこは御理解いただいた上で、こちらもその後に境界明確化を行ったり経営管理権を設定したりする場所を選定します。まさに意向調査が1つ目のステップとして大事な調査だということです。

伊藤委員

期間が15年ですから、間伐だけしてもらった山が戻ってくるということですね。

事務局（藤田室長）

そうですね。

その後、どのように手入れするかは所有者さんの判断になります。

伊藤委員

分かりました。

西宮委員

要は単純に言いますと、市は森林の整備をしていきたいということですか。

事務局（藤田室長）

公告している内容ですと、15年間に間伐を1回行って、後は毎年ではありませんが、定期的な巡視、特に大きな災害が起きた時には山の近くまでではありませんが、遠目で見える形になります。巡視して、災害の被害が起きているようであれば所有者さんに連絡をします。災害対応はこの事業とは違いますので、どういう形を取らないといけないか考えないといけません、あくまでも、必要な森林整備、今までも10、20、30年、山に入りたくても入れない、相続したけど場所が分からなくてどういう山になっているのかわからないようなところを、少しでも手助けできるようなイメージで間伐を行うというようなことが目的となっております。

前川会長

他にございますでしょうか。

無いようでございますので、続きまして4のその他ということで何かございますでしょうか。

事務局（松永）

事務局から1点、その他ということで御報告させていただきます。

みえ森と緑の県民税の関係でお話がありましたが、夏休み森と緑の親子塾を8月8日の山の日に、美杉町上多気の木材処理加工施設で行いました。みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した事業で、今年は新型コロナウイルスの感染対策をして、5組の親子に御参加いただきました。保護者の方が7名、児童の方が7名参加いただきました。

午前は木工細工、午後は森林や林業の座学、その後、子どもさんが丸太切りの体験及び皮むき体験を行っていただきました。親子揃って一日木に触れ合っていただくことができました。

また、この様子ですけれども、後日、中日新聞にも掲載されましたので御報告させていただきます。

前川会長

ありがとうございます。

何か御質問ありますか。

無いようでございますので、議事はこれで全部終了いたしました。本日の協議会はこれで終了いたします。

皆様、ありがとうございました。